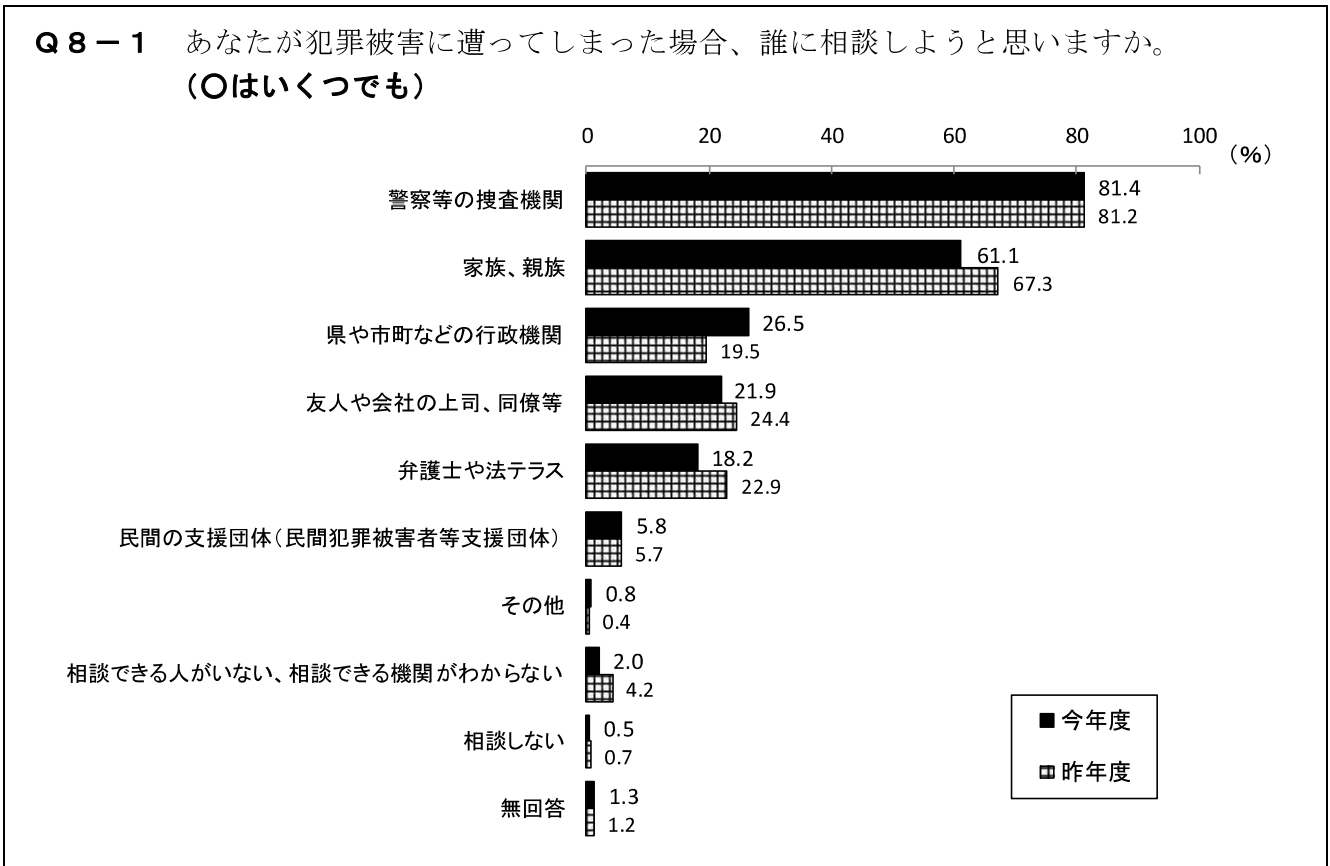


8. 犯罪被害者等支援について

8-1. 犯罪被害に遭った場合の相談相手

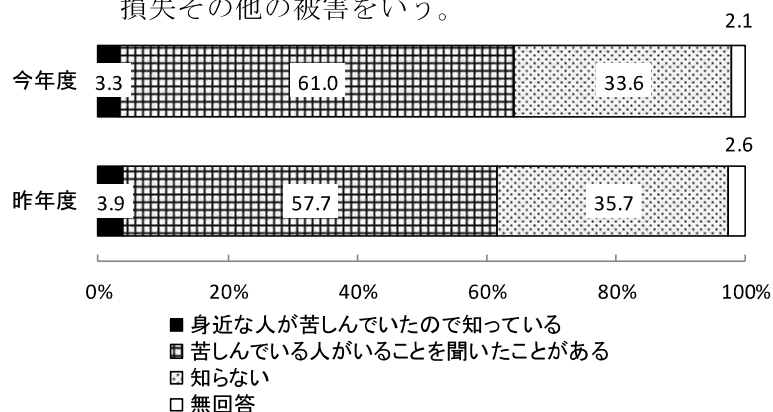


犯罪被害に遭った場合の相談相手について、「警察等の捜査機関」が 81.4%と最も高く、次いで「家族・親族」が 61.1%、「県や市町などの行政機関」が 26.5%の順となっている。昨年度と比較すると、「県や市町などの行政機関」は 7.0 ポイント上昇し、「家族・親族」は 6.2 ポイント低下している。

8-2. 「二次的被害」の認知状況

Q 8-2 あなたは、犯罪被害に遭われた方やその家族又は遺族が「二次的被害」※により苦しんでいる実情があることを知っていますか。（○は1つ）

※二次的被害：犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

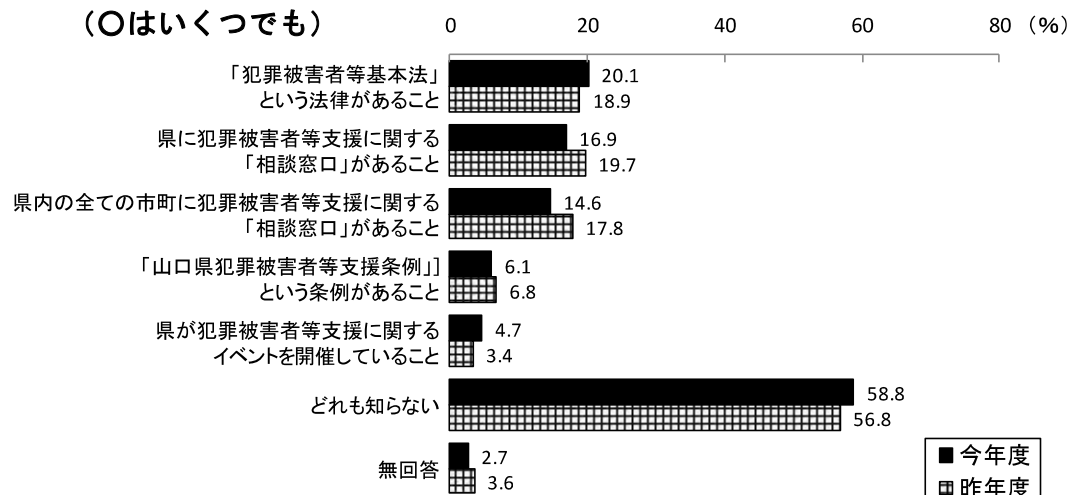


「二次的被害」の認知状況について、「身近な人が苦しんでいたのを知っている」が3.3%、「苦しんでいる人がいることを聞いたことがある」が61.0%、「知らない」が33.6%となっている。昨年度と比較すると、「苦しんでいる人がいることを聞いたことがある」は3.3ポイント上昇し、「知らない」は2.1ポイント低下している。

8-3. 犯罪被害者等支援に関するものの認知状況

Q 8-3 あなたは、次の犯罪被害者等支援に関するものを知っていますか。

（○はいくつでも）



犯罪被害者等支援に関するものの認知状況について、「どれも知らない」が58.8%と最も高くなった。また、知っているものについては、「「犯罪被害者等基本法」という法律があること」が20.1%、「県に犯罪被害者等支援に関する「相談窓口」があること」が16.9%の順となっている。昨年度と比較すると、「どれも知らない」は2.0ポイント上昇し、「県内の全ての市町に犯罪被害者等支援に関する「相談窓口」があること」は3.2ポイント、「県に犯罪被害者等支援に関する「相談窓口」があること」は2.8ポイントそれぞれ低下している。